

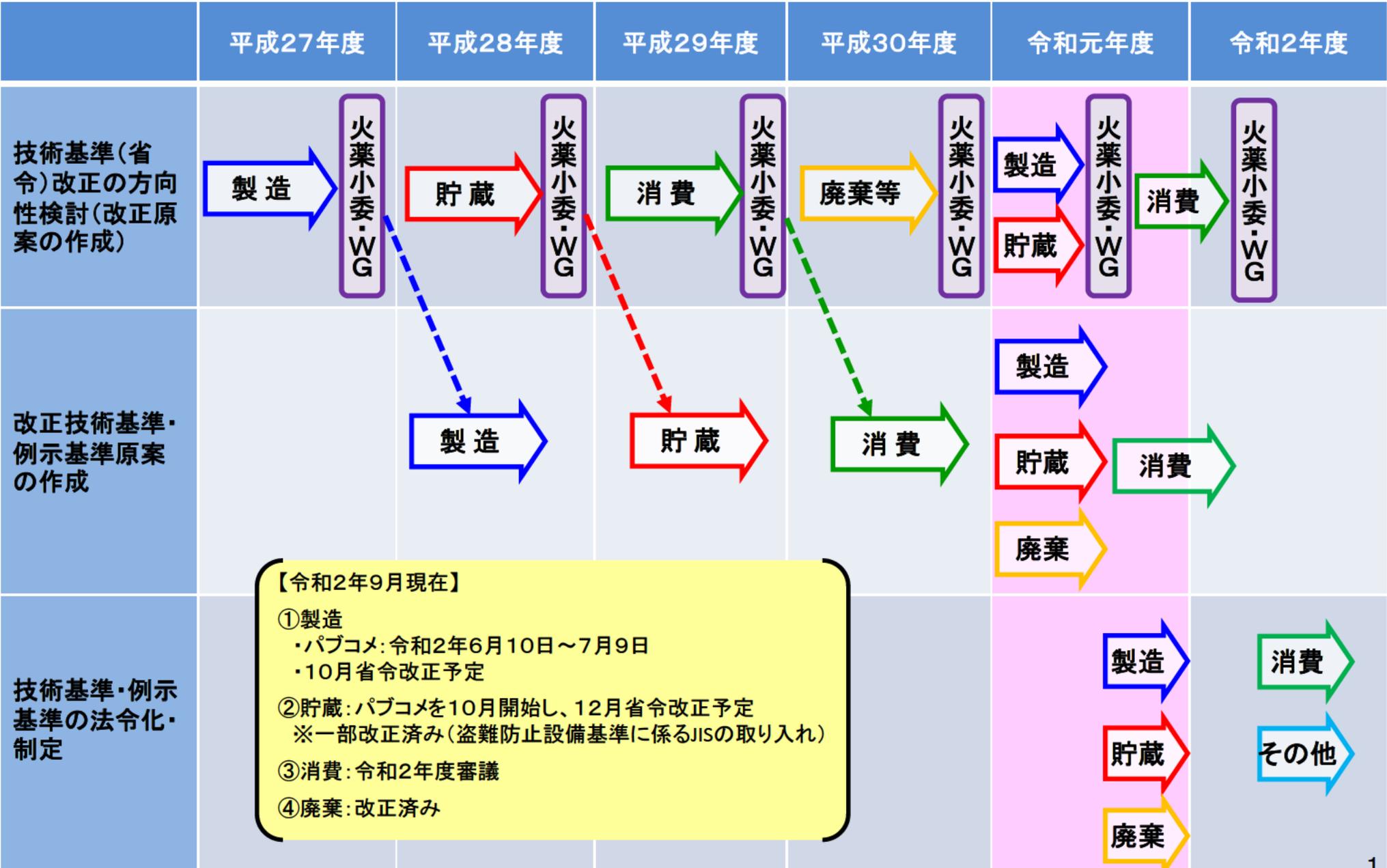
火薬類取締法令の 改正状況について

令和2年10月

経済産業省産業保安グループ^o

鉦山・火薬類監理官付

火薬類保安のスマート化（全体のスケジュール） ※令和元年12月火薬小委員会資料より

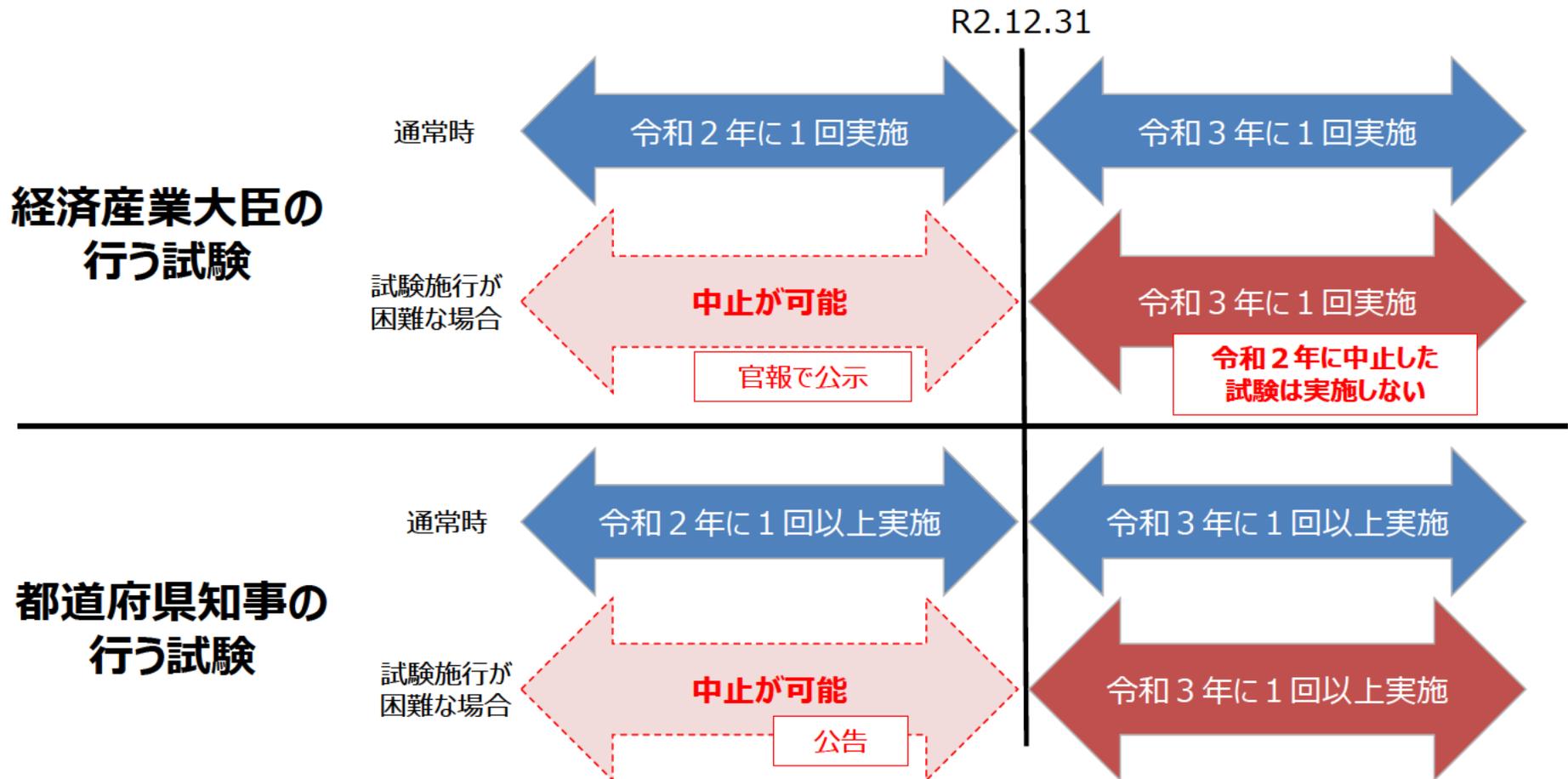


第11回火薬小委員会以降に実施した法令改正について

1. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（大臣試験、都道府県知事試験）（令和2年4月10日公布・施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第72条、第73条]

経済産業大臣・都道府県知事が行う火薬類の保安責任者試験について、改正前は必ず年1回（都道府県知事試験にあっては年1回以上）行うこととなっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、実施することが困難である場合は中止することが可能となる規定を整備した。



2. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（製造施設又は火薬庫の保安検査）（令和2年6月26日公布・施行）

[主な改正条文：火薬類取締法施行規則第44条の2]

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、製造施設又は火薬庫について、施設等により定められた期間内に行わなければならない保安検査の期間を延長した。

- 対象：令和2年6月1日から同年9月30日までの間に保安検査を行う期間が終了する者及び同期間に保安検査申請書を提出しなければならない期限が終了する者
- 延長期間：4か月（例えば、6月1日が期限の場合、10月1日まで延長）

